

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）

（趣旨）

第一条 この条例は、会計年度任用職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務日数及び勤務時間）

第二条 職員の勤務日数ならびに勤務日の割振りは職務の性質に応じて任命権者が定める。

- 2 前項の規定に基づき、任命権者が勤務日数又は勤務日の割振りを定める場合において、二週間ごとの期間につき勤務しない日を二日以上設けるものとする。
- 3 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、職務の性質に応じて任命権者が定める。

（通常の勤務場所以外での勤務時間）

第三条 職員が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で勤務した場合における勤務時間については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下、「条例」という）第〇条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（週休日）

第四条 日曜日及び土曜日ならびに勤務時間が割り振られていない日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日以上の日を設けるものとする。

（週休日の変更）

第五条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第二条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日を週休日に変更して、当該日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第六条 職員の休憩時間については、条例第〇条の規定を準用する。

（休息時間）

第七条 職員の休息時間については、条例第〇条の規定を準用する。

(宿日直勤務)

第八条 任命権者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長の許可を受けて、別表第一第一号、第一二号ならびにその他官公署の事業にあつては、人事委員会が置かれた地方公共団体においては人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員、人事委員会が置かれていない地方公共団体においては当該団体の長の許可を受けて、第二条、第五条に規定する正規の勤務時間以外の時間において、職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(超過勤務)

第九条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、割り振られた勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第十条 条例第〇条及び規則第〇条の規定は、育児又は介護を行う職員について準用する。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十一条 条例第〇条及び規則第〇条の規定は、育児又は介護を行う職員について準用する。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十二条 条例第〇条及び規則第〇条の規定は、育児又は介護を行う職員について準用する。

(超勤代休時間)

第十三条 任命権者は、会計年度任用職員の給与ならびに報酬及び費用弁償に関する条例第十七条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、第二条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(以下、「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により超勤代休時間を承認された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第十四条 次に掲げる日は、休日(特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条以降において同じ。)とする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。)
- 三 国の行事の行われる日で、規則で定める日

(休日の振替え)

第十五条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。

- 2 職員が二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた場合において、その正規の勤務時間の終期の属する日が、前条又は前項の規定による休日(年末年始の休日を除く。)に当たるときは、同条又は同項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合においては、その日に振り替えて、規則で定めるところにより同条又は同項の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。

(休日の代休日)

第十六条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(年次有給休暇)

第十七条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一月当たりの勤務日数及び在職した期間(以下「在職期間」という。)に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間(以下「在職する期間」という。)が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第二のとおりとする。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇の単位)

第十八条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認める

ときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。
- 3 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって一日とする。
- 4 半日を単位とする年次有給休暇は、一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)の半分とする。
- 5 半日を単位とする年次有給休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について与えることができる。
- 6 半日を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、二回をもって一日とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第十九条 引き続きこの条例に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十七条第二項に規定する職員については、別表第二に定める日数)を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日(他の勤務時間が割り振られた日を除く。)は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第一七条第二項の規定により新たに職員となった者の勤務実績は、その年度における新たに職員となった日以後の期間について算定する。

3 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

- 一 第十四条、第十六条、第二十条及び第二十一条に規定する休暇により勤務しなかった期間
- 二 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかった期間
- 四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第〇条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間
- 五 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できなかった期間

(病気休暇)

第二十条 任命権者は、職員が疾病又は負傷(規則で定める疾病又は負傷を除く。)のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、条例第〇条の規定を準用する。

(特別休暇)

第二十一条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、産前産後休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

(公民権行使等休暇)

第二十二条 公民権行使等休暇については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(産前産後休暇)

第二十三条 産前産後休暇については、条例第〇条の規定を準用する。

(母子保健健診休暇)

第二十四条 母子保健健診休暇については、条例第〇条の規定を準用する。

(妊婦通勤時間)

第二十五条 妊婦通勤時間については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(育児時間)

第二十六条 育児時間については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(子どもの看護休暇)

第二十七条 子どもの看護休暇については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは、「一の年度」と読み替えるものとする。

(生理休暇)

第二十八条 生理休暇については、条例第〇条の規定を準用する。

(慶弔休暇)

第二十九条 慶弔休暇については、条例第〇条の規定を準用する。

(夏季休暇)

第三十条 夏季休暇は、条例第〇条に定める夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 夏季休暇は、一日を単位とし、一月当たりの勤務日数に応じて、別表第三に掲げる日数以内で承認する。

(短期の介護休暇)

第三十一条 短期の介護休暇については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは、「一の年度」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第三十二条 任命権者は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

2 介護休暇については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(介護休暇を承認することができる職員)

第三十三条 任命権者は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

一 在職期間が一年以上である職員

二 介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、引き続き任用されないことが明らかでない職員

(介護時間)

第三十四条 介護時間については、条例第〇条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(会計年度任用職員として介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第三項中「第〇条」とあるのは「第〇条で準用する規則第〇条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第三十五条 任命権者は、職員が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

(期間計算)

第三十六条 第二十三条、第二十八条、第二十九条及び第三十二条の規定による休暇の期間は歴日によるものとし、勤務を割り振られない日を含むものとする。

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十七条 一時間を単位として使用した第二十七条及び第三十一条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。

二 一時間を単位として使用した第二十七条及び第三十一条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

(休暇等の申請)

第三十八条 第十七条、第二十条から第三十二条まで並びに第三十四条に規定する休暇の申請については、条例第〇条の規定を準用する。

附 則 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一

在職期間\一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一年未満	十日	五日
一年	十一日	六日
二年	十二日	六日

三年	十四日	八日
四年	十六日	九日
五年	十八日	十日
六年以上	二十日	十一日

別表第二

在職する期間\一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
十一月	十日	五日
十月	九日	五日
九月	八日	五日
八月	七日	五日
七月	七日	五日
六月	六日	三日
五月	五日	二日
四月	四日	一日
三月	三日	〇日
二月	二日	〇日
一月	一日	〇日

別表第三

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日